大分県漁業経営改善促進資金融通事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、最近の我が国の漁業をめぐる厳しい情勢の中で、漁業経営の改善のための措置行う中小漁業者等に対し、その経営の改善の円滑な推進を支援する資金の融通に関して定める漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱(平成23年9月1日付け22水魚第2455号農林水産事務次官依命通知。以下「事務次官依命通知」という。)及び漁経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱の運用について(平成23年9月1日付け22水魚第2456号水産庁長官通知。以下「水産庁長官通知」という。)に基づき、漁業経営改善促進資金制度の運営に関する取扱いについて定める。

第2 定義

- 1 この要綱において「漁業経営改善促進資金」(以下「本資金」という。)とは、全 国漁業信用基金協会(以下「基金協会」という。)が調達する低利預託資金及び漁協 系統資金等民間資金の協調融資により融通される経営の改善若しくは合理化又は事業 の総合化を目指す中小漁業者等が必要とする低利の運転資金をいう。
- 2 この要綱において、「認定漁業者」とは、中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)第2条第1項に規定する中小漁業者等であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号。以下「漁特法」という。)第4条第1項に規定する改善計画(以下「漁業経営改善計画」という。)について同条第3項の認定を受けた者をいう。

第3 資金利用計画

1 資金利用計画の認定

本資金の貸付けを受けようとする者(以下「借入希望者」という。)は、利用期間を上限として、資金利用計画(以下「利用計画」という。)を作成し、当該利用計画が適当である旨、知事の認定を受けるものとする。

2 資金利用計画認定申請書の提出

計画の認定を受けようとする者は、資金利用計画認定申請書(様式第1号)を作成し、あらかじめ融資機関の承諾を得た上で融資機関を経由して知事に提出するものとする。この場合、融資機関は承諾した貸付予定極度額を記載した資金利用計画送付書(様式第2号)を添付し、知事へ提出するものとする。

ただし、債務保証が必要な場合には、融資機関は基金協会と保証協議を行い、その保証の承諾を得た上で、資金利用計画認定申請書を知事に提出するものとする。

3 知事の認定

知事は、借入希望者から2の資金利用計画認定申請書を受領したときは、別に定める審査委員会の意見を原則として聴き、当該計画の審査を行い、当該計画が適当であると認めた場合は、その旨の認定を行い、借入希望者、融資機関及び基金協会に対して資金利用計画認定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

ただし、認定を受けた利用計画の利用期間終了後に新たな漁業経営改善計画の認定を受け、本資金の貸付けを希望する場合において、その極度額が利用計画期間中に設定されていた額の範囲内であるときは、知事による再認定を行う必要はない。

4 計画の変更

計画の変更は、1から3に準ずるものとし、この場合、資金利用計画変更認定申請書(様式第4号)及び資金利用計画変更認定通知書(様式第5号)により行うものとする。

5 計画の認定の取消し

知事は、利用計画が次のいずれかに該当する場合、借受者に対して、資金利用計画 の認定の取消しを行うものとする。

- (1)漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令(昭和51年政令第 132号)第3条第3項の規定により漁業経営改善計画の認定の取消しがあった 場合
- (2)漁業経営改善促進資金により既往借入金の返済(第4の2に規定する既往借入金(短期運転資金)からの切替えを除く。)がなされていると認められる場合
- (3) 資金利用計画中に、新たに漁業経営維持安定資金又は漁業経営再建資金の借入を行う場合

第4 漁業経営改善促進資金の内容

1 貸付対象者

認定漁業者であって次に掲げる要件を満たす者。

- (1)漁業経営改善計画が、2に規定する運転資金を必要とする具体的な経営改善措置を内容とするものであること。
- (2)貸付を受ける年度において、漁業経営改善計画の措置に着手することが確実であること。
- (3) 青色申告を行っていること。
- (4) 資金利用計画において、既往借入金の返済財源が確保されていること。(各事業年度における減価償却前当期利益が固定負債の償還額を上回っていること。)

2 資金使途

本資金の使途は、以下に例示する漁業経営改善計画の達成に必要な運転資金一般とする。ただし既往借入金の借換え(本資金の初回の借入れ時における既往借入金(短期運転資金)からの切替えを除く。)は含まれないものとする。

- (1) 雇用労賃
- (2)燃料費
- (3) 漁船の保守管理費
- (4) 漁船乗組員の研修費
- (5) 市場開拓費及び販売促進費
- (6) 餌代又は種苗代

3 貸付方式等

本資金の貸付けは、次によるものとする。

(1)貸付方式

極度貸付方式による当座貸越又は手形貸付とする。

(2) 利用期間

本資金の貸付けが受けられる期間は、漁業経営改善計画の認定日から同計画期間 の最後の日を含む年度の3月31日までとする。

4 極度額

(1) 極度額の設定

極度額は、漁業経営改善計画期間の各年度について融資機関が設定するものとし、知事の認定を受けるものとする。

(2) 極度額の上限

本資金の極度額の上限は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に定める金額とする。そのうち漁船漁業を営む者については、使用する漁船の合計総トン数に応じるものとする。

ただし、経営規模等からみて、特別の事情がある場合は、知事が水産庁長官に協議し認められた額とすることができる。

(3)極度額の見直し

融資機関は、本資金を借り受けた者の経営状況及び資金利用状況からみて極度額を変更する必要があると判断する場合は、知事の認定を受けて、極度額を変更することができる。この場合においては、(2)のただし書を準用する。

5 貸付利率

(1) 本資金の貸付利率は、次の算式により決定する(小数点以下第三位を四捨五入した上で、小数点以下第二位を二捨三入又は七捨八入して0.05パーセント単位とする。)水準以内とする。



- (注1) 都銀短プラとは、「都市銀行の短期プライムレート」をいう。
- (注2) 協調倍率は、2とする。
- (注3) 調整値は、都銀短プラ水準に応じ次のとおりとする。

(都銀短プラ) (調整値) 5パーセント未満 ……0.8パーセント 5パーセント以上6パーセント未満……0.6パーセント 6パーセント以上7パーセント未満……0.4パーセント 7パーセント以上8パーセント未満……0.2パーセント 8パーセント以上

- (2) 中小漁業者が当座貸越による貸付けを選択する場合には、(1) の貸付利率に年 0.5パーセントの範囲内で融資機関が定めた率を加算することができるものとす る。
- (3) 本資金の貸付利率は、変動金利制とし、利率の改定があったときは、改定日の貸付金残高(当座貸越の場合に限る。)及び改定日以降の貸付金に適用するものとする。
- (4) (1) の具体的な貸付利率については、水産庁長官通達を受けて、別途知事から 通知するものとし、金利改定日は原則として月の当初とする。

6 償還期限等

(1) 償還期限

本資金の償還期限は、手形貸付けにあっては1年以内、当座貸越にあっては1年 程度の当座貸越契約期間内とする。

ただし、3の(2)に定める本資金の利用期間中は、有効に決定される極度額の 範囲内で借換えを行うことができるものとする。

(2) 利用期間の期間終了時の取扱い

本資金を借り受けた者の利用期間終了時に有する借入金残高は、利用期間終了時 に全て返済するものとする。

第5 漁業経営改善促進資金融通事業の実施

- 1 貸付目標額(平均残高)の策定
- (1)融資機関は、借入希望者からの要望額等を踏まえ、毎年度、当該年度(10月1日から3月31日まで)及び翌年度分の融資機関貸付予定目標額(平均残高)を策定し、融資機関貸付予定目標額等について(様式第6号)により9月10日までに知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、融資機関から提出のあった融資機関貸付目標額、県の預託の見込み、低利預託資金の調達見込み、本資金の貸付実績等を基礎として、融資機関及び基金協会との協議を経て、毎年度、県貸付予定目標額を策定し、水産庁長官と協議するものとする。
- (3) (2) の協議は、毎年1月末までに、貸付目標額協議書(様式第7号)を作成・ 提出して行うものとする。
- (4) 知事は、水産庁長官の内示を受け、県の貸付目標額(平均残高)を設定したとき は、融資機関別の貸付目標額(平均残高)の決定を行うものとする。
- (5) 知事は、(4) の規定により融資機関別の貸付目標額(平均残高)の決定を行ったときは、その旨を貸付目標額及び低利預託資金額決定通知書(様式第8号)及び融資機関別の貸付目標額及び低利預託資金額決定通知書(様式第9号)により融資機関及び基金協会に通知するとともに、融資機関別の貸付目標額及び低利預託資金額について(様式第10号)により水産庁長官に報告するものとする。

2 低利預託資金の貸付等

(1) 県資金の貸付

ア 知事は、本資金の貸付目標額の4分の1に相当する額の資金を予算の範囲内で、

基金協会に貸し付けるものとする。

イ アの貸付けにあたっては、資金供給に関する契約書(様式第14号)を締結し 行うこととする。

(2) 県資金等の預託

ア 基金協会は、前号の規定による県資金貸付け及び民間金融機関からの預託を受けたときは、(1) イの契約書の定めるところにより、これを融資機関に預託しなければならない。

イ アの融資機関への預託額及び預託利率は次のとおりとする。

(ア) 預託額 知事が定めた融資機関の貸付目標額の2分の1に相当する額以内の 額

(イ)預託利率 年1%

ただし、貸付予定日の14日前の日の属する週に日本銀行が作成した「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」(当該週に作成されない場合には貸付予定日の21日前の日の属する週に作成されたもの)における「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」に掲げる預入期間が1年の利率が1%未満の場合は、当該利率。

3 融資機関による貸付け

- (1)本資金の融資機関は、水産業協同組合法(昭和23年法律242号)第11条第 1項第3号の事業を行う漁業協同組合、農林中央金庫、銀行及び信用金庫並びに信 用協同組合とする。
- (2)本資金を融通しようとする金融機関は、あらかじめ知事に漁業経営改善促進資金 取扱いに係る届出(様式第11号)を提出するとともに、基金協会との間において 基本契約を締結するものとする。

この場合、その契約書の写しを、知事に提出するものとする。

(3)融資機関は、第4に規定するところに従い本資金を貸し付けるものとする。

第6 資金貸付け等の適正化について

- 1 融資機関は、本資金の貸付に当たっては、債権保全措置が形式的・慣行的とならないよう担保・保証人の徴求の弾力化に努めるとともに、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合には、資金利用計画の知事の審査の前に、基金協会による債務保証の決定が必要であるので、基金協会の債務保証に関する手続等を迅速に進めることにより、円滑な融通が図られるよう配慮するものとする。
- 2 基金協会は、本資金の原資の融資機関への資金預託に当たっては、次の事項に留意 して適切な運用の確保に努めるものとする。
- (1) 本資金の原資の預託を開始するに当たっては、当該預託資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。
- (2) 本資金の原資の預託に当たっては、極力現金による預託を避け、口座引落し、口座振込み等預託資金の使途を確認し得る方法を活用すること。

- 3 融資機関は、本資金の貸付け及び資金の払出しに当たっては、次の事項に留意して 適切な運用の確保に努めるものとする。
- (1) 本資金の貸付を開始するに当たっては、貸付の相手方ごとに本資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。
- (2)本資金の貸付資金の払い出しに当たっては、極力現金交付を避け、口座引き落し、 口座振込み等貸付資金の使途を確認し得る方法を活用すること。
- 4 融資機関は、常に借入者の資金利用状況及び経営状況を把握し、本資金の融通及び 償還の適正化を図るものとする。

第7 知事の指導

- 1 知事は、本制度が基金協会の低利預託資金の借入れ体制を基盤としていることに鑑み、本制度の安定的な運用の確保に努める等主導的な役割を果たすものとする。
- 2 知事は、融資機関に対して、本資金の貸付等に関して必要な事項を指示することができるものとする。

第8 報告

- (1)融資機関は、四半期毎に漁業経営改善促進資金貸付状況報告書(様式第12号) を作成し、これを各四半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。
- (2) 基金協会は、前項の規定による報告書を取りまとめ、四半期毎に漁業経営改善促進資金低利預託資金等状況報告書(様式第13号)を作成し、各四半期末の翌々月の15日までに知事及び水産庁長官に提出するものとする。

第9 帳票類の整理保管

知事、基金協会及び融資機関は、漁業経営改善促進資金の貸付及び預託金に係る帳票類を他と区分して事業終了後5年間保管しておくものとする。

第10 その他

- 1 融資機関、県その他の関係機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を厳守するとともに、本資金に係る申込書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 2 融資機関は借入申込書の受理に当たり、借入希望者に対し、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書(様式第15号)の確認欄に記名を求めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成15年度予算にかかる漁業経営改善促進資金から適用する。

附 則(平成15年)

1 改正後の要綱は、平成15年10月1日から適用する。

附 則(平成23年)

1 改正後の要綱は、平成23年9月1日から適用する。

附則

1 改正後の要綱は、平成25年3月12日から適用する。

附則

1 改正後の要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附則

1 改正後の要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表

極度額の上限

区 分(認定漁業者)	限度額(百万円)
漁船漁業を主として営む者	
① 50トン未満の漁船漁業を営む者	3 0
② 50トン以上100トン未満の漁船漁業を営む者	6 0
③ 100 トン以上 200 トン未満の漁船漁業を営む者	1 1 0
④ 200 トン以上の漁船漁業を営む者	190
養殖業を主として営む者	3 0
定置漁業を主として営む者	4 0